

四 半 期 報 告 書

(第101期第2四半期)

株式会社
西日本シティ銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	20
第4 【提出会社の状況】	21
1 【株式等の状況】	21
2 【株価の推移】	24
3 【役員の状況】	24
第5 【経理の状況】	25
1 【中間連結財務諸表】	26
2 【その他】	81
3 【中間財務諸表】	82
4 【その他】	102
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	103

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月22日
【四半期会計期間】	第101期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
【会社名】	株式会社西日本シティ銀行
【英訳名】	THE NISHI-NIPPON CITY BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 久保田 勇 夫
【本店の所在の場所】	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号
【電話番号】	092(476)1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 石 田 保 之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目11番8号 株式会社西日本シティ銀行 東京本部 東京事務所
【電話番号】	03(3563)3330
【事務連絡者氏名】	東京本部 東京事務所長 貴 戸 俊 博
【縦覧に供する場所】	株式会社西日本シティ銀行 大分支店 (大分市府内町三丁目1番7号) 株式会社西日本シティ銀行 東京支店 (東京都中央区京橋一丁目11番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成20年度	平成21年度
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	90,209	85,780	83,619	179,088	170,865
うち連結信託報酬	百万円	5	4	3	10	8
連結経常利益	百万円	8,282	14,500	19,442	17,854	36,233
連結中間純利益	百万円	7,632	9,083	46,846	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	14,616	21,800
連結純資産額	百万円	287,013	318,492	347,299	289,733	336,661
連結総資産額	百万円	7,068,919	7,189,332	7,333,080	7,208,363	7,287,892
1株当たり純資産額	円	284.37	323.48	400.75	287.98	345.00
1株当たり中間純利益 金額	円	9.59	11.42	58.75	—	—
1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	17.84	26.88
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	円	8.62	10.26	55.36	—	—
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円	—	—	—	16.51	24.63
自己資本比率	%	3.69	4.06	4.34	3.66	4.25
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.04	10.07	10.72	9.87	10.42
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	104,780	△9,957	103,774	153,205	37,874
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△95,061	△9,873	△43,052	△95,122	△2,155
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△6,954	△8,962	△51,784	783	5,671
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	170,421	197,708	276,817	226,513	267,897
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,842 [2,003]	4,817 [2,120]	4,802 [2,259]	4,709 [2,033]	4,688 [2,136]
信託財産額	百万円	1,699	1,670	1,227	1,699	1,281

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

5 平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

6 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第99期中	第100期中	第101期中	第99期	第100期
決算年月		平成20年 9 月	平成21年 9 月	平成22年 9 月	平成21年 3 月	平成22年 3 月
経常収益	百万円	82,741	78,434	76,492	164,393	156,656
うち信託報酬	百万円	5	4	3	10	8
経常利益	百万円	2,571	12,277	16,320	10,377	32,873
中間純利益	百万円	2,290	8,292	46,288	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	8,682	20,345
資本金	百万円	85,745	85,745	85,745	85,745	85,745
発行済株式総数	千株	普通株式 796,732 第一回優先株式 35,000	普通株式 796,732 第一回優先株式 35,000	普通株式 796,732 第一回優先株式 —	普通株式 796,732 第一回優先株式 35,000	普通株式 796,732 第一回優先株式 35,000
純資産額	百万円	260,639	289,877	314,556	264,060	306,174
総資産額	百万円	6,743,973	6,886,689	7,098,329	6,886,640	7,048,434
預金残高	百万円	5,887,481	6,038,252	6,260,377	5,943,316	6,130,812
貸出金残高	百万円	4,708,626	4,871,119	4,915,176	4,849,415	4,931,582
有価証券残高	百万円	1,588,554	1,597,948	1,670,245	1,566,358	1,642,514
1株当たり配当額	円	—	—	—	普通株式 4.00 第一回優先株式 12.00	普通株式 4.00 第一回優先株式 12.00
自己資本比率	%	3.86	4.20	4.43	3.83	4.34
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.04	10.10	10.62	9.91	10.40
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,830 [1,561]	3,813 [1,606]	3,735 [1,730]	3,731 [1,565]	3,719 [1,626]
信託財産額	百万円	1,699	1,670	1,227	1,699	1,281
信託勘定貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	百万円	—	—	—	—	—

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

4 平成20年9月、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、連結子会社であるNCBターンアラウンド株式会社は、平成22年9月30日の株主総会において解散を決議し、現在清算手続き中であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	4,802 [2,259]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員2,638人を含んでおりません。
2 当行及び連結子会社の一部は執行役員制度を導入しておりますが、執行役員18名は従業員数に含めて記載しております。
3 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	3,735 [1,730]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,935人を含んでおりません。
2 当行は、執行役員制度を導入しておりますが、執行役員13名は従業員数に含めて記載しております。
3 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

なお、当第2四半期連結会計期間において、公的資金(優先株式)を全額自己株式として取得、消却したことから、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」中「6 公的資金について」の記載事項を削除いたします。これ以外に前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、海外経済の改善や経済政策効果などを背景に緩やかな持ち直しが続いておりましたが、依然として雇用情勢に厳しさが残るほか、急速な円高の進行による輸出の鈍化や企業マインドの低下など改善の動きが弱まっており、先行き不透明感が増しております。

国内の株式市場は米国景気の減速懸念や円高による企業の業績悪化懸念などにより、8月下旬には年初来安値を更新するなど軟調に推移しました。長期金利については景気停滞感を背景とした国債への資金流入により低下基調で推移し、9月には1%を下回る水準となりました。為替相場は、4月の1ドル93円台からはば一貫して円高基調で推移し、9月には82円台まで円高が進行しました。

このような金融経済環境のなか、当行グループは経営内容の充実と業績の向上に努めました結果、当第2四半期連結会計期間の業績は次のようになりました。

主要勘定の期末残高につきましては、預金・譲渡性預金は、積極的な預金吸収に努めた結果、前連結会計年度末比1,465億円増加し、6兆6,162億円となりました。貸出金は、個人向けローンは増加したものの、事業者向けの融資が伸び悩み、前連結会計年度末比159億円減少し、5兆1,315億円となりました。また、有価証券は前連結会計年度末比254億円増加し、1兆6,225億円となりました。なお、総資産は前連結会計年度末比451億円増加し、7兆3,330億円となりました。

また、当第2四半期連結会計期間中に、公的資金の返済(第一回優先株式 35,000千株の自己株式取得及び消却)を実施しております。これに伴い、利益剰余金が351億円減少しております。

当第2四半期連結会計期間の損益状況につきましては、経常収益は市場金利の低下等による資金運用収益の減少等により、前年同四半期連結会計期間比11億78百万円減少し、415億31百万円となりました。一方、経常費用は、資金調達費用の減少等により、前年同四半期連結会計期間比19億61百万円減少し、332億17百万円となりました。この結果、経常利益は前年同四半期連結会計期間比7億83百万円増加し、83億13百万円、四半期純利益は連結子会社の解散決議に伴う法人税等調整額の減少もあり、前年同四半期連結会計期間比362億76百万円増加し、411億62百万円となりました。

なお、国内基準による連結自己資本比率は10.72%となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

① 銀行業

当行及び株式会社長崎銀行で構成される銀行業における経常収益は395億57百万円、セグメント利益は61億51百万円となりました。

② その他

その他における経常収益は47億64百万円、セグメント損益は不良債権処理損失の計上等により10億62百万円のセグメント損失となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は、金利低下局面において資金調達費用の減少が資金運用収益の減少を上回ったことにより、前年同四半期連結会計期間比3億84百万円増加し、287億50百万円となりました。

役務取引等収支は、前年同四半期連結会計期間比5億32百万円増加し、50億7百万円となりました。

その他業務収支は、前年同四半期連結会計期間比79百万円減少し、1億15百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	27,422	943	—	28,365
	当第2四半期連結会計期間	27,641	1,108	—	28,750
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	32,002	1,309	159	33,152
	当第2四半期連結会計期間	30,673	1,371	40	32,004
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	4,579	366	159	4,786
	当第2四半期連結会計期間	3,032	262	40	3,254
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	0	—	—	0
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	4,428	45	—	4,474
	当第2四半期連結会計期間	4,953	53	—	5,007
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	6,999	68	—	7,068
	当第2四半期連結会計期間	7,187	75	—	7,262
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	2,570	22	—	2,593
	当第2四半期連結会計期間	2,233	22	—	2,255
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	16	—	—	16
	当第2四半期連結会計期間	46	—	—	46
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	16	—	—	16
	当第2四半期連結会計期間	46	—	—	46
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	△23	218	—	195
	当第2四半期連結会計期間	231	△115	—	115
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	702	540	—	1,242
	当第2四半期連結会計期間	1,024	199	19	1,204
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	725	322	—	1,047
	当第2四半期連結会計期間	793	315	19	1,088

(注) 1 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の取引に関する相殺額を記載しております。

3 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結会計期間2百万円、当第2四半期連結会計期間1百万円)を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益は、前年同四半期連結会計期間比1億94百万円増加し、72億62百万円となりました。

また、役務取引等費用は前年同四半期連結会計期間比3億38百万円減少し、22億55百万円となりました。

この結果、役務取引等収支は、前年同四半期連結会計期間比5億32百万円増加し、50億7百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	6,999	68	7,068
	当第2四半期連結会計期間	7,187	75	7,262
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	2,519	—	2,519
	当第2四半期連結会計期間	2,576	—	2,576
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	2,306	60	2,366
	当第2四半期連結会計期間	2,268	65	2,334
うち信託関連業務	前第2四半期連結会計期間	1	—	1
	当第2四半期連結会計期間	0	—	0
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	527	—	527
	当第2四半期連結会計期間	856	—	856
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	914	—	914
	当第2四半期連結会計期間	747	—	747
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	63	—	63
	当第2四半期連結会計期間	59	—	59
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	415	8	423
	当第2四半期連結会計期間	401	10	411
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	2,570	22	2,593
	当第2四半期連結会計期間	2,233	22	2,255
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	460	7	468
	当第2四半期連結会計期間	460	6	467

(注) 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別特定取引の状況

当第2四半期連結会計期間の特定取引収支は前年同四半期連結会計期間比30百万円増加し46百万円の利益となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	16	—	16
	当第2四半期連結会計期間	46	—	46
うち商品有価証券収益	前第2四半期連結会計期間	16	—	16
	当第2四半期連結会計期間	46	—	46
特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—

(注) 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成21年 9 月30 日	6,266,579	20,987	6,287,566
	平成22年 9 月30 日	6,425,516	27,053	6,452,569
うち流動性預金	平成21年 9 月30 日	3,015,340	—	3,015,340
	平成22年 9 月30 日	3,190,622	—	3,190,622
うち定期性預金	平成21年 9 月30 日	3,169,386	—	3,169,386
	平成22年 9 月30 日	3,158,945	—	3,158,945
うちその他	平成21年 9 月30 日	81,852	20,987	102,840
	平成22年 9 月30 日	75,948	27,053	103,001
譲渡性預金	平成21年 9 月30 日	169,026	—	169,026
	平成22年 9 月30 日	163,637	—	163,637
総合計	平成21年 9 月30 日	6,435,606	20,987	6,456,593
	平成22年 9 月30 日	6,589,153	27,053	6,616,207

(注) 1 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年 9 月30 日		平成22年 9 月30 日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く 特別国際金融取引勘定分)	5,090,287	100.00	5,131,599	100.00
製造業	335,364	6.59	322,554	6.29
農業、林業	2,232	0.05	1,954	0.04
漁業	1,991	0.04	1,973	0.04
鉱業、採石業、砂利採取業	4,680	0.09	4,744	0.09
建設業	271,468	5.33	253,411	4.94
電気・ガス・熱供給・水道業	48,843	0.96	42,297	0.82
情報通信業	35,094	0.69	34,349	0.67
運輸業、郵便業	144,192	2.83	134,965	2.63
卸売業、小売業	641,001	12.59	624,499	12.17
金融業、保険業	130,803	2.57	150,015	2.92
不動産業、物品賃貸業	1,100,616	21.62	1,082,156	21.09
その他各種サービス業	679,048	13.34	663,980	12.94
地方公共団体	278,941	5.48	325,617	6.34
その他	1,416,008	27.82	1,489,079	29.02
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	5,090,287	—	5,131,599	—

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外連結子会社であります。

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は提出会社1社です。

信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産						
科目	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
有形固定資産	1,539	92.13	1,104	90.00	1,141	89.09
銀行勘定貸	7	0.42	1	0.10	15	1.23
現金預け金	124	7.45	121	9.90	124	9.68
合計	1,670	100.00	1,227	100.00	1,281	100.00

負債						
科目	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
包括信託	1,670	100.00	1,227	100.00	1,281	100.00
合計	1,670	100.00	1,227	100.00	1,281	100.00

(注) 1 共同信託他社管理財産 前中間連結会計期間末 一百万円、当中間連結会計期間末 一百万円、前連結会計年度 一百万円。

2 元本補てん契約のある信託については、前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度の取扱残高はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、預金・譲渡性預金の増加を主因に、前年同四半期連結会計期間比240億円増加し、349億円の収入超過となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還が新規投資を上回ったことにより、前年同四半期連結会計期間比458億円増加し、98億円の収入超過となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得等の支出要因により、前年同四半期連結会計期間比301億円減少し、355億円の支出超過となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、第1四半期連結会計期間末比92億円増加し2,768億円となりました。

(3) 事業上及び財産上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財政上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	59,820	60,773	952
うち信託報酬	4	3	△1
経費(除く臨時処理分)	36,850	36,860	10
人件費	16,010	16,053	42
物件費	18,663	18,659	△3
税金	2,175	2,146	△28
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	22,970	23,913	942
一般貸倒引当金繰入額	2,854	—	△2,854
業務純益	20,115	23,913	3,797
うち債券関係損益	△190	△112	77
臨時損益	△7,838	△7,592	245
株式関係損益	△2,245	△1,610	634
不良債権処理損失	4,758	5,266	508
貸出金償却	3,685	2,824	△861
個別貸倒引当金繰入額	770	—	△770
投資損失引当金繰入額	—	1,628	1,628
その他の債権売却損等	302	812	510
その他臨時損益	△835	△715	119
経常利益	12,277	16,320	4,043
特別損益	814	2,505	1,691
うち固定資産処分損益	△167	△94	72
貸倒引当金戻入益	—	2,688	2,688
税引前中間純利益	13,091	18,826	5,734
法人税、住民税及び事業税	40	39	△0
法人税等調整額	4,758	△27,501	△32,260
法人税等合計	4,798	△27,461	△32,260
中間純利益	8,292	46,288	37,995

(注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋信託報酬＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支

2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものです。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものです。

5 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

6 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.90	1.79	△0.11
(イ) 貸出金利回	2.19	2.08	△0.11
(ロ) 有価証券利回	1.06	1.01	△0.05
(2) 資金調達原価 ②	1.42	1.30	△0.12
(イ) 預金等利回	0.24	0.15	△0.09
(ロ) 外部負債利回	1.35	2.59	1.24
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.48	0.49	0.01

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	18.93	16.20	△2.73
業務純益ベース	16.58	16.20	△0.38
中間純利益ベース	6.83	31.44	24.61

(注)

$$ROE = \frac{(\text{業務純益 (又は中間純利益)} - \text{優先株式配当金総額}) \times 365 \div 183}{((\text{期首純資産額} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価格}) + (\text{中間期末純資産額} - \text{中間期末発行済優先株式数} \times \text{発行価格})) \div 2} \times 100$$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	6,038,252	6,260,377	222,124
預金(平残)	6,015,386	6,196,006	180,620
貸出金(末残)	4,871,119	4,915,176	44,057
貸出金(平残)	4,824,680	4,881,986	57,305

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	4,418,811	4,485,420	66,609
法人その他	1,619,441	1,774,956	155,515
合計	6,038,252	6,260,377	222,124

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	1,800,768	1,868,465	67,696
住宅ローン残高	1,680,158	1,744,826	64,667
その他ローン残高	120,610	123,639	3,029

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)－(A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	3,945,617	3,935,796	△9,821
総貸出金残高	② 百万円	4,871,119	4,915,176	44,057
中小企業等貸出金比率	①／② %	81.00	80.07	△0.93
中小企業等貸出先件数	③ 件	371,894	365,667	△6,227
総貸出先件数	④ 件	372,448	366,200	△6,248
中小企業等貸出先件数比率	③／④ %	99.85	99.85	0.00

(注) 1 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	313	1,626	354	2,489
保証	8,786	54,791	7,563	47,341
計	9,099	56,418	7,917	49,831

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年 9 月 30 日	平成22年 9 月 30 日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	85,745	85,745
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	90,301	90,301
	利益剰余金	87,898	108,780
	自己株式(△)	622	651
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△0	△0
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	26,660	28,775
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	17,000	17,000
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	7	581
	企業結合等により計上される無形固定資産 相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	2,830	2,381
	計 (A)	287,146	309,987
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	17,000	17,000
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	22,770	22,724
	一般貸倒引当金	44,120	35,564
	負債性資本調達手段等	101,500	95,600
	うち永久劣後債務(注2)	11,500	11,500
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	90,000	84,100
	計	168,391	153,889
	うち自己資本への算入額 (B)	151,210	144,598
控除項目	控除項目(注4) (C)	4,279	3,754
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	434,076	450,831

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	3,968,548	3,872,590
	オフ・バランス取引等項目	74,917	67,374
	信用リスク・アセットの額 (E)	4,043,466	3,939,964
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	266,848	263,890
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	21,347	21,111
	計(E)+(F) (H)	4,310,315	4,203,854
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		10.07	10.72
(参考)Tier 1 比率=A/H×100(%)		6.66	7.37

(注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年 9 月 30 日	平成22年 9 月 30 日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	85,745	85,745
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	85,684	85,684
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	61	61
	その他利益剰余金	89,831	109,474
	その他	16,999	16,999
	自己株式(△)	622	651
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産 相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	2,424	2,037
	計 (A)	275,275	295,275
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	17,000	17,000
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	17,000	17,000
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	22,524	22,478
	一般貸倒引当金	31,351	24,438
	負債性資本調達手段等	101,500	95,600
	うち永久劣後債務(注2)	11,500	11,500
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	90,000	84,100
	計	155,376	142,516
	うち自己資本への算入額 (B)	149,815	142,516
控除項目	控除項目(注4) (C)	8,263	8,221
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	416,827	429,571
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	3,816,825	3,742,048
	オフ・バランス取引等項目	73,542	68,115
	信用リスク・アセットの額 (E)	3,890,367	3,810,163
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	236,157	233,814
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	18,892	18,705
	計(E) + (F) (H)	4,126,525	4,043,978
単体自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		10.10	10.62
(参考) Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		6.67	7.30

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※)連結自己資本比率(国内基準)および単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次の通りであります。

発行会社	Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited
発行証券の種類	非累積型・固定変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」という。）
償還期限	定めなし（永久） ただし、平成29年7月以降の各配当支払日に、発行会社はその裁量により、本優先出資証券の全部または一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。
発行総額	170億円（一口当たり発行価額1,000万円）
払込日	平成19年6月27日
配当	当初10年間は固定配当（但し、平成29年7月以降の配当計算期間については、変動配当率が適用されるとともにステップアップ金利が付される。）
配当支払日	毎年1月15日及び7月15日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 （i）当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書（注1）を交付した場合 （ii）当行が当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする当行配当最優先株式に関する配当を全く支払わない旨確定的に宣言した場合 （iii）当該配当支払日が清算期間（注2）中に到来する場合 （iv）当該配当支払日が監督期間（注3）中に到来する場合 （v）当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対して配当不払指示を交付した場合 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	当行がある事業年度につき、当行の配当が最優先する優先株式の配当について減額または停止した場合には、当該事業年度終了後の7月および翌年の1月の配当支払日の本優先出資証券への配当も同じ割合で減額または停止される。（但し、中間配当については考慮しない。）
分配制限	本優先出資証券の配当は、以下に定める金額を限度とする。 （i）発行会社が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日の分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 （a）直前に終了した当行の事業年度に関して、当行のすべての種類の優先株式について支払う旨確定的に宣言された配当（中間配当（もしあれば）を除く。）の金額 （b）同順位証券についてかかる事業年度末以降に宣言された配当及びその他の分配金の金額 （ii）発行会社が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(i)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行会社が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)（当該1月の配当支払日の前日の時点において）当該直前の7月の配当支払日以降上記(i)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当及びその他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
強制配当	当行がある事業年度につき、当行普通株式への配当を行った場合には、発行会社は当該事業年度終了後の7月および翌年1月の配当支払日に本優先出資証券に対し全額配当を行うことを要する。但し、配当停止条件の制限および適用される分配制限又は配当制限に服する。
残余財産分配優先権	一口当たり1,000万円

(注) 1 支払不能証明書

当行が支払不能状態であるか、当行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより当行が支払不能状態になる場合に、当行が発行会社に交付する証明書。支払不能状態とは、(x) 当行が破産法上の「支払不能」にあたるか、又はその負債が当行の資産を超えるか、若しくは対応する利息支払日に本劣後ローン契約の条項に基づいて支払が停止されなければ支払われるべき本劣後ローンの利息の支払を行うことにより超える場合、又は (y) 金融庁又は日本の金融監督を統轄するその他の行政機関が、適用ある法律との関連でかつそれに基づき、当行が支払不能状態である旨判断し、それに基づいて当行に関して法的措置をとった場合をいう。

2 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間をいう。清算事由とは、(a) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合（会社法（その承継する法令を含む。）に基づく当行の特別清算手続を含む。）又は (b) 日本の管轄裁判所が (x) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは (y) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

3 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間をいう。監督事由とは、当行が内閣総理大臣に対し、(i) 金融商品取引法により提出することが要求される有価証券報告書若しくは四半期報告書、又は (ii) 同法に基づく提出の必要がなくなった場合には、銀行法により提出することが要求される業務報告書又は中間業務報告書に係る事業年度末又は半期末において日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	356	274
危険債権	1,062	1,088
要管理債権	193	238
正常債権	47,876	48,225

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。
銀行業セグメント

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	—	門司駅前支店	北九州市 門司区	店舗(建替)	1,349	1,706	平成22年7月

2 設備の新設、除却等の計画

(1) 重要な設備計画の変更

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末における重要な設備の新設、除却等の計画について、重要な変更はありません。

(2) 重要な設備の新設等

当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

銀行業セグメント

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	—	徳力支店	北九州市 小倉南区	建替	店舗	531	—	自己資金	平成23年 5月	平成24年 1月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000,000
優先株式	300,000,000
計	1,800,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	796,732,552	同 左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	(注)
計	796,732,552	同 左	—	—

(注) 株主としての権利内容に何ら限定のない標準となる株式で、単元株式数は1,000株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年7月14日 (注)	普通株式 — 優先株式 △35,000	普通株式 796,732 優先株式 —	—	85,745,578	—	85,684,054

(注) 会社法第178条に基づく自己株式の消却による減少であります。

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	82,573	10.36
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	49,385	6.19
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	37,641	4.72
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	20,477	2.57
富士火災海上保険株式会社	大阪市中央区南船場一丁目18番11号	18,746	2.35
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	13,535	1.69
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	13,507	1.69
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	11,444	1.43
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	11,000	1.38
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	10,945	1.37
計	—	269,254	33.79

(注) 1 平成21年12月15日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書の変更報告書が、平成21年12月22日付でJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社およびその共同保有者から提出されておりますが、当行としては平成22年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
J P モルガン・アセット・ マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	70,948	8.53
ジェー・ピー・モルガン・チェ ース・バンク・ナショナル・ア ソシエーション	(本社)アメリカ合衆国オハイオ州コロンバス 市ボラリス・パークウェー1111 (東京支店) 東京都千代田区丸の内二丁目7 番3号	1,404	0.17
計	—	72,352	8.70

2 平成22年7月9日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書の変更報告書が、平成22年7月15日付で株式
会社りそな銀行およびその共同保有者から提出されておりますが、当行として平成22年9月30日現在における
実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

なお、当該変更報告書の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	17,959	2.16
預金保険機構	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	39,881	4.79
計	—	57,840	6.95

3 平成19年2月28日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書の変更報告書が、平成19年3月6日付で銀行
等保有株式取得機構から提出されておりますが、当行として平成22年9月30日現在における実質所有株式数の
確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の主な内容は次頁のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
銀行等保有株式取得機構	東京都中央区新川二丁目28番1号	53,248	6.40
計	—	53,248	6.40

- 4 平成22年7月30日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書が、平成22年8月5日付で中央三井トラス・ホールディングス株式会社から提出されておりますが、当行として平成22年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該報告書の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
中央三井アセット信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目23番1号	48,623	6.10
計	—	48,623	6.10

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,564,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 790,546,000	790,546	—
単元未満株式	普通株式 4,622,552	—	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	796,732,552	—	—
総株主の議決権	—	790,546	—

(注) 1 株式の内容は「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載しております。

- 2 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、5,000株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が5個含まれております。

- 3 上記の「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式744株を含んでおります。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前 三丁目1番1号	1,564,000	—	1,564,000	0.19
計	—	1,564,000	—	1,564,000	0.19

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	279	270	265	270	259	252
最低(円)	262	247	245	244	235	231

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
専務取締役 (代表取締役) 総合企画部・国際部・ 資金証券部担当	専務取締役 総合企画部・国際部・資 金証券部担当	光 富 彰	平成22年10月1日

第5 【経理の状況】

1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※7 206,840	※7 285,974	※7 275,718
コールローン及び買入手形	766	1,815	1,193
買入金銭債権	※7 36,842	※7 23,053	※7 36,050
特定取引資産	1,597	1,758	863
金銭の信託	2,992	2,965	3,000
有価証券	※1, ※7, ※13 1,601,398	※1, ※7, ※13 1,622,598	※1, ※7, ※13 1,597,140
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 5,090,287	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 5,131,599	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 5,147,505
外国為替	※6 3,706	※6 3,230	※6 2,972
その他資産	※7 45,110	※7 47,346	※7 43,375
有形固定資産	※9, ※10 122,550	※9, ※10 122,001	※9, ※10 121,689
無形固定資産	3,035	4,386	3,150
繰延税金資産	57,160	71,718	44,878
支払承諾見返	※13 84,295	※13 70,346	※13 74,781
貸倒引当金	△66,119	△55,013	△63,756
投資損失引当金	△1,133	△700	△671
資産の部合計	7,189,332	7,333,080	7,287,892
負債の部			
預金	※7 6,287,566	※7 6,452,569	※7 6,320,854
譲渡性預金	169,026	163,637	148,787
コールマネー及び売渡手形	※7 98,695	46,771	※7 100,341
債券貸借取引受入担保金	※7 19,063	※7 39,176	※7 29,554
借入金	※7, ※11 29,648	※7, ※11 28,957	※7, ※11 80,410
外国為替	78	142	241
社債	※12 88,500	※12 91,000	※12 103,500
信託勘定借	7	1	15
その他負債	56,816	55,638	55,013
退職給付引当金	11,468	11,462	11,558
役員退職慰労引当金	1,016	667	1,104
睡眠預金払戻損失引当金	792	959	1,034
偶発損失引当金	1,287	1,943	1,524
特定債務者支援引当金	20	—	—
特別法上の引当金	—	0	—
再評価に係る繰延税金負債	※9 22,557	※9 22,506	※9 22,507
支払承諾	※13 84,295	※13 70,346	※13 74,781
負債の部合計	6,870,839	6,985,781	6,951,231

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
資本金	85,745	85,745	85,745
資本剰余金	90,301	90,301	90,301
利益剰余金	87,898	108,780	100,681
自己株式	△622	△651	△643
株主資本合計	263,323	284,175	276,085
その他有価証券評価差額金	912	6,499	5,720
繰延ヘッジ損益	0	△0	△1
土地再評価差額金	※9 28,043	※9 27,992	※9 27,970
為替換算調整勘定	△0	△0	△0
評価・換算差額等合計	28,956	34,490	33,688
少数株主持分	26,212	28,632	26,887
純資産の部合計	318,492	347,299	336,661
負債及び純資産の部合計	7,189,332	7,333,080	7,287,892

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
経常収益	85,780	83,619	170,865
資金運用収益	67,323	64,852	132,648
(うち貸出金利息)	56,820	54,588	112,743
(うち有価証券利息配当金)	10,058	9,880	19,035
信託報酬	4	3	8
役務取引等収益	14,271	14,690	29,186
特定取引収益	40	94	67
その他業務収益	2,065	2,641	4,895
その他経常収益	2,073	1,336	4,058
経常費用	71,280	64,176	134,632
資金調達費用	9,924	6,872	18,238
(うち預金利息)	7,789	5,037	14,216
役務取引等費用	5,064	4,807	9,590
その他業務費用	1,349	1,800	3,268
営業経費	42,524	42,716	84,835
その他経常費用	※1 12,417	※1 7,980	※1 18,699
経常利益	14,500	19,442	36,233
特別利益	1,254	2,759	2,671
固定資産処分益	0	0	29
貸倒引当金戻入益	—	1,959	—
償却債権取立益	1,010	799	1,935
その他の特別利益	244	—	706
特別損失	506	965	1,070
固定資産処分損	172	109	682
減損損失	334	169	387
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	686	—
その他の特別損失	—	0	—
税金等調整前中間純利益	15,248	21,236	37,834
法人税、住民税及び事業税	142	645	159
法人税等調整額	5,030	△27,340	14,230
法人税等合計	5,172	△26,695	14,390
少数株主損益調整前中間純利益		47,931	
少数株主利益	992	1,085	1,643
中間純利益	9,083	46,846	21,800

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	85,745	85,745	85,745
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	85,745	85,745	85,745
資本剰余金			
前期末残高	90,301	90,301	90,301
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	90,301	90,301	90,301
利益剰余金			
前期末残高	82,349	100,681	82,349
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,601	△3,600	△3,601
中間純利益	9,083	46,846	21,800
自己株式の処分	△1	△3	△9
自己株式の消却	—	△35,120	—
土地再評価差額金の取崩	68	△22	142
当中間期変動額合計	5,549	8,099	18,332
当中間期末残高	87,898	108,780	100,681
自己株式			
前期末残高	△615	△643	△615
当中間期変動額			
自己株式の取得	△8	△35,137	△49
自己株式の処分	2	7	21
自己株式の消却	—	35,120	—
当中間期変動額合計	△6	△8	△27
当中間期末残高	△622	△651	△643
株主資本合計			
前期末残高	257,780	276,085	257,780
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,601	△3,600	△3,601
中間純利益	9,083	46,846	21,800
自己株式の取得	△8	△35,137	△49
自己株式の処分	1	4	11
自己株式の消却	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	68	△22	142
当中間期変動額合計	5,542	8,090	18,304
当中間期末残高	263,323	284,175	276,085

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△21,411	5,720	△21,411
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	22,323	779	27,131
当中間期変動額合計	22,323	779	27,131
当中間期末残高	912	6,499	5,720
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△2	△1	△2
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2	0	0
当中間期変動額合計	2	0	0
当中間期末残高	0	△0	△1
土地再評価差額金			
前期末残高	28,112	27,970	28,112
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△68	22	△142
当中間期変動額合計	△68	22	△142
当中間期末残高	28,043	27,992	27,970
為替換算調整勘定			
前期末残高	△0	△0	△0
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△0	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0	△0
当中間期末残高	△0	△0	△0
評価・換算差額等合計			
前期末残高	6,698	33,688	6,698
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	22,257	802	26,990
当中間期変動額合計	22,257	802	26,990
当中間期末残高	28,956	34,490	33,688
少数株主持分			
前期末残高	25,253	26,887	25,253
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	958	1,745	1,633
当中間期変動額合計	958	1,745	1,633
当中間期末残高	26,212	28,632	26,887

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	289,733	336,661	289,733
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,601	△3,600	△3,601
中間純利益	9,083	46,846	21,800
自己株式の取得	△8	△35,137	△49
自己株式の処分	1	4	11
土地再評価差額金の取崩	68	△22	142
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	23,216	2,547	28,623
当中間期変動額合計	28,758	10,637	46,928
当中間期末残高	318,492	347,299	336,661

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	15,248	21,236	37,834
減価償却費	2,497	2,414	5,110
減損損失	334	169	387
のれん償却額	8	65	9
持分法による投資損益 (△は益)	36	24	103
貸倒引当金の増減 (△)	△308	△8,742	△2,671
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	△258	29	△721
特定債務者支援引当金の増減 (△)	20	—	—
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△107	△95	△16
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	0	△436	88
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	73	△75	315
偶発損失引当金の増減 (△)	121	418	358
資金運用収益	△67,323	△64,852	△132,648
資金調達費用	9,924	6,872	18,238
有価証券関係損益 (△)	2,441	1,725	3,603
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	7	34	△10
為替差損益 (△は益)	△438	△448	△858
固定資産処分損益 (△は益)	171	108	653
特定取引資産の純増 (△) 減	△145	△895	588
貸出金の純増 (△) 減	△17,405	15,905	△74,642
預金の純増減 (△)	82,828	131,808	116,117
譲渡性預金の純増減 (△)	59,435	14,849	39,196
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△137,839	△51,480	△87,078
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	17,698	△836	19,009
コールローン等の純増 (△) 減	1,010	12,459	1,291
コールマネー等の純増減 (△)	△10,690	△53,570	△9,044
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△29,002	9,621	△18,511
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△1,238	△257	△505
外国為替 (負債) の純増減 (△)	9	△98	172
資金運用による収入	68,329	66,094	134,523
資金調達による支出	△9,045	△8,396	△19,313
その他	3,796	10,250	6,468
小計	△9,811	103,904	38,047
法人税等の支払額	△145	△130	△173
営業活動によるキャッシュ・フロー	△9,957	103,774	37,874

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△248,688	△294,848	△537,727
有価証券の売却による収入	123,317	140,707	310,753
有価証券の償還による収入	119,269	113,655	231,218
金銭の信託の増加による支出	△1,008	—	△1,008
有形固定資産の取得による支出	△2,260	△2,163	△3,908
有形固定資産の売却による収入	0	42	422
無形固定資産の取得による支出	△503	△445	△1,905
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	0	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,873	△43,052	△2,155
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	—	—	15,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△5,000	△12,500	△5,000
配当金の支払額	△3,598	△3,597	△3,600
少数株主への配当金の支払額	△355	△554	△690
自己株式の取得による支出	△8	△35,137	△49
自己株式の売却による収入	1	4	11
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8,962	△51,784	5,671
現金及び現金同等物に係る換算差額	△11	△17	△6
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△28,804	8,920	41,383
現金及び現金同等物の期首残高	226,513	267,897	226,513
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 197,708	※1 276,817	※1 267,897

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 11社 会社名 株式会社長崎銀行 NCBターンアラウンド株式会社 NCBビジネスサービス株式会社 NCBオフィスサービス株式会社 NCBモーゲージサービス株式会社 Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited Nishi-Nippon Finance (Cayman) Limited 九州債権回収株式会社 株式会社NCBリサーチ&コンサルティング 九州カード株式会社 西日本信用保証株式会社 なお、前連結会計年度連結子会社でありました株式会社NCB経営情報サービスは当中間連結会計期間において株式会社NCBリサーチ&コンサルティングに商号変更しております。 (2) 非連結子会社 2社 会社名 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合1号 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合2号	(1) 連結子会社 12社 会社名 株式会社長崎銀行 NCBターンアラウンド株式会社 NCBビジネスサービス株式会社 NCBオフィスサービス株式会社 NCBモーゲージサービス株式会社 Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited Nishi-Nippon Finance (Cayman) Limited 九州債権回収株式会社 株式会社NCBリサーチ&コンサルティング 九州カード株式会社 西日本シティTT証券株式会社 西日本信用保証株式会社 なお、西日本シティTT証券株式会社を株式の取得により当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。 また、連結子会社であるNCBターンアラウンド株式会社は、平成22年9月30日の株主総会において解散を決議し、現在清算手続き中であります。 (2) 非連結子会社 1社 会社名 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合2号	(1) 連結子会社 11社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。 なお、連結子会社である株式会社NCB経営情報サービスは当連結会計年度において株式会社NCBリサーチ&コンサルティングに商号変更しております。 (2) 非連結子会社 2社 会社名 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合1号 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合2号

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	同 左	非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データN C B (3) 持分法非適用の非連結子会社 2社 会社名 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合1号 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合2号 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データN C B (3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 会社名 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合2号 同 左 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データN C B (3) 持分法非適用の非連結子会社 2社 会社名 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合1号 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合2号 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 7月14日 1社 9月末日 11社 (2) 7月14日を中間決算日とする子会社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。	(1) 連結子会社の決算日は以下のとおりであります。 1月14日 1社 3月末日 10社 (2) 1月14日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同 左	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 同 左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 同 左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：3年～60年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 同 左	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：3年～60年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
	② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。	② 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左 ③ リース資産 同 左	② 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左 ③ リース資産 同 左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができ、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は37,093百万円であります。	また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができ、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,557百万円であります。	また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができ、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は34,148百万円であります。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	その他の連結子会社の 貸倒引当金は、一般債権 については過去の貸倒実 績率等を勘案して必要と 認めた額を、貸倒懸念債 権等特定の債権について は、個別に回収可能性を 勘案し、回収不能見込額 をそれぞれ引き当ててお ります。	その他の連結子会社の 貸倒引当金は、一般債権 については過去の貸倒実 績率等を勘案して必要と 認めた額を、貸倒懸念債 権等特定の債権について は、個別に回収可能性を 勘案し、回収不能見込額 をそれぞれ引き当ててお ります。	その他の連結子会社の 貸倒引当金は、一般債権 については過去の貸倒実 績率等を勘案して必要と 認めた額を、貸倒懸念債 権等特定の債権について は、個別に回収可能性を 勘案し、回収不能見込額 をそれぞれ引き当ててお ります。
	(6) 投資損失引当金の計上 基準 投資損失引当金は、投 資に対する損失に備える ため、有価証券及びゴル フ会員権等の発行会社の 財政状態等を勘案して必 要と認められる額を計上 しております。	(6) 投資損失引当金の計上 基準 同 左	(6) 投資損失引当金の計上 基準 同 左
	(7) 退職給付引当金の計上 基準 退職給付引当金は、従 業員の退職給付に備える ため、当連結会計年度末 における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基 づき、当中間連結会計期 間末において発生してい ると認められる額を計上 しております。また、数 理計算上の差異の費用処 理方法は以下のとおりで あります。 数理計算上の差異：各 連結会計年度の発生 時の従業員の平均残 存勤務期間内の一定 の年数(主として10 年)による定額法に より按分した額を、 それぞれ発生の翌連 結会計年度から損益 処理	(7) 退職給付引当金の計上 基準 同 左	(7) 退職給付引当金の計上 基準 退職給付引当金は、従 業員の退職給付に備える ため、当連結会計年度末 における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基 づき、必要額を計上して おります。また、数理計 算上の差異の費用処理方 法は以下のとおりであり ます。 数理計算上の差異：各 連結会計年度の発生 時の従業員の平均残 存勤務期間内の一定 の年数(主として10 年)による定額法に より按分した額を、 それぞれ発生の翌連 結会計年度から損益 処理 (会計方針の変更) 当連結会計年度末から 「『退職給付に係る会計 基準』の一部改正(その 3)」(企業会計基準第19 号平成20年7月31日)を 適用しております。 なお、従来の方法によ る割引率と同一の割引率 を使用することとなった ため、当連結会計年度の 連結財務諸表に与える影 響はありません。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 同 左	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。	(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同 左	(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同 左
	(10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に係る債権に関して、将来発生する可能性のある負担金支払額及び、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。	(10) 偶発損失引当金の計上基準 同 左	(10) 偶発損失引当金の計上基準 同 左
	(11) 特定債務者支援引当金の計上基準 特定債務者支援引当金は、支援先である特定債務者の再建計画に基づき、将来発生する可能性のある支援額を見積り、必要と認められる額を計上しております。	—————	—————
	—————	(12) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、国内連結子会社が金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	—————

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 (ハ)内部取引等 デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。	(ハ)内部取引等 同 左	(ハ)内部取引等 同 左
		(16) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	
	(17) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(17) 消費税等の会計処理 同 左	(17) 消費税等の会計処理 同 左
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。		連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
		(金融商品に関する会計基準) 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年 3 月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年 3 月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、買入金銭債権は83百万円減少、有価証券は252百万円増加、繰延税金資産は68百万円減少、その他有価証券評価差額金は100百万円増加し、税金等調整前当期純利益は35百万円増加しております。
	(資産除去債務に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年 3 月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年 3 月31日)を適用しております。 これにより、経常利益は18百万円増加し、税金等調整前中間純利益は668百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は965百万円であります。	

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)
	(中間連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成21年 3 月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) その他有価証券として保有する一部の変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は7,592百万円、「その他有価証券評価差額金」は4,628百万円、「少数株主持分」は63百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」は2,900百万円減少しております。 なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローと内包されるオプションの価値を、同利回りに基づく割引率で割り引くことにより算定しております。		

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 有価証券には、非連結子会社の出資金492百万円及び関連会社の株式227百万円を含んでおります。 ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は14,458百万円、延滞債権額は150,656百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は396百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,273百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は184,784百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※1 有価証券には、非連結子会社の出資金319百万円及び関連会社の株式135百万円を含んでおります。 ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は10,791百万円、延滞債権額は145,156百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は53百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23,821百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は179,823百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※1 有価証券には、非連結子会社の出資金498百万円及び関連会社の株式160百万円を含んでおります。 ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は11,615百万円、延滞債権額は154,837百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は109百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は28,819百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は195,381百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

前中間連結会計期間末 (平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年 9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年 3月31日)
※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、38,887百万円であります。	※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、33,605百万円であります。	※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、42,190百万円であります。
※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金 51百万円 買入金銭債権 2,409百万円 有価証券 359,471百万円 担保資産に対応する債務 預金 20,856百万円 コールマネー及び売渡手形 69,900百万円 債券貸借取引受入担保金 19,063百万円 借入金 2,009百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金2百万円、有価証券162,089百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は3,750百万円であります。	※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金 66百万円 買入金銭債権 1,698百万円 有価証券 268,044百万円 担保資産に対応する債務 預金 18,765百万円 債券貸借取引受入担保金 39,176百万円 借入金 1,318百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金2百万円、有価証券155,760百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は3,660百万円であります。	※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金 48百万円 買入金銭債権 1,839百万円 有価証券 328,230百万円 担保資産に対応する債務 預金 19,676百万円 コールマネー及び売渡手形 50,100百万円 債券貸借取引受入担保金 29,554百万円 借入金 52,996百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金2百万円、有価証券176,082百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は3,683百万円であります。
※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,710,725百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,697,734百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減	※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,720,133百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,699,804百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減	※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,694,997百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,682,665百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減

前中間連結会計期間末 (平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年 9 月30日)	前連結会計年度末 (平成22年 3 月31日)
額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9 土地の再評価に関する法律(平成10年 3 月31日公布法律第34号)に基づき、当行及び銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年 3 月31日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年 3 月31日公布政令第119号)第 2 条第 1 号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第 4 号に定める地価税法(平成 3 年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。	額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9 土地の再評価に関する法律(平成10年 3 月31日公布法律第34号)に基づき、当行及び銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年 3 月31日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年 3 月31日公布政令第119号)第 2 条第 1 号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第 4 号に定める地価税法(平成 3 年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。	額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9 土地の再評価に関する法律(平成10年 3 月31日公布法律第34号)に基づき、当行及び銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年 3 月31日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年 3 月31日公布政令第119号)第 2 条第 1 号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第 4 号に定める地価税法(平成 3 年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 33,595百万円
※10 有形固定資産の減価償却累計額 70,097百万円 ※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金16,000百万円が含まれております。 ※12 社債は、劣後特約付社債77,000百万円及び永久劣後特約付社債11,500百万円であります。 ※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する保証債務の額は15,577百万円であります。	※10 有形固定資産の減価償却累計額 71,604百万円 ※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金16,000百万円が含まれております。 ※12 社債は、劣後特約付社債79,500百万円及び永久劣後特約付社債11,500百万円であります。 ※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する保証債務の額は11,727百万円であります。	※10 有形固定資産の減価償却累計額 69,863百万円 ※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金16,000百万円が含まれております。 ※12 社債は、劣後特約付社債92,000百万円、永久劣後特約付社債11,500百万円であります。 ※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する保証債務の額は13,774百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 その他経常費用には、貸出金償却5,457百万円、貸倒引当金繰入額2,753百万円及び株式等償却2,486百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸出金償却4,303百万円及び株式等償却1,389百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸出金償却9,077百万円、株式等償却3,385百万円及び貸倒引当金繰入額1,681百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	796,732	—	—	796,732	
第一回優先株式	35,000	—	—	35,000	
合計	831,732	—	—	831,732	
自己株式					
普通株式	1,357	39	5	1,391	(注)
合計	1,357	39	5	1,391	

(注) 自己株式の増加39千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少5千株は、単元未満株式の買増し請求によるものであります。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,181	4.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	第一回優先株式	420	12.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

II 当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	796,732	—	—	796,732	
第一回優先株式	35,000	—	35,000	—	(注) 1
合計	831,732	—	35,000	796,732	
自己株式					
普通株式	1,517	65	18	1,564	(注) 2
第一回優先株式	—	35,000	35,000	—	(注) 3
合計	1,517	35,065	35,018	1,564	

(注) 1 発行済株式の第一回優先株式の減少35,000千株は、会社法第178条に基づく取締役会決議による自己株式の消却によるものであります。

2 自己株式の普通株式の増加65千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少18千株は、単元未満株式の買増し請求によるものです。

3 自己株式の第一回優先株式の増加35,000千株は、平成22年6月29日定時株主総会決議に基づく取得によるものであり、減少35,000千株は、会社法第178条に基づく取締役会決議による自己株式の消却によるものです。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,180	4.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第一回優先株式	420	12.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項ありません。

Ⅲ 前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	796,732	—	—	796,732	
第一回優先株式	35,000	—	—	35,000	
合計	831,732	—	—	831,732	
自己株式					
普通株式	1,357	209	49	1,517	(注)
合計	1,357	209	49	1,517	

(注) 自己株式の普通株式の増加209千株は、単元未満株式の買取りによるものが140千株、会社法第797条第1項に基づく反対株主の買取請求によるものが69千株であります。また、減少49千株は、単元未満株式の買増し請求によるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,181	4.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	第一回優先株式	420	12.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,180	利益剰余金	4.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第一回優先株式	420	利益剰余金	12.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成21年9月30日現在 現金預け金 206,840百万円 普通預け金 △1,088百万円 定期預け金 △6,553百万円 郵便貯金 △1,334百万円 その他の預け金 △156百万円 現金及び現金同等物 197,708百万円	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年9月30日現在 現金預け金 285,974百万円 普通預け金 △739百万円 定期預け金 △5,593百万円 郵便貯金 △1,272百万円 その他の預け金 △1,551百万円 現金及び現金同等物 276,817百万円	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年3月31日現在 現金預け金 275,718百万円 普通預け金 △664百万円 定期預け金 △5,564百万円 郵便貯金 △1,255百万円 その他の預け金 △337百万円 現金及び現金同等物 267,897百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として電算機等であり ます。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであり ます。 ② リース資産の減価償却の 方法 中間連結財務諸表作成の ための基本となる重要な事 項「4 会計処理に関する事 項」の「(4) 減価償却の 方法」に記載のとおりであ ります。	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同 左 (イ)無形固定資産 同 左 ② リース資産の減価償却の 方法 同 左	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同 左 (イ)無形固定資産 同 左 ② リース資産の減価償却の 方法 連結財務諸表作成のた めの基本となる重要な事 項「4 会計処理基準に 関する事項」の「(4) 減 価償却の方法」に記載 のとおりであります。
(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 7,491百万円 無形固定資産 26百万円 合計 7,517百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 4,820百万円 無形固定資産 17百万円 合計 4,837百万円	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 7,410百万円 無形固定資産 26百万円 合計 7,436百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,271百万円 無形固定資産 22百万円 合計 5,294百万円	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 7,411百万円 無形固定資産 26百万円 合計 7,437百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,011百万円 無形固定資産 20百万円 合計 5,031百万円

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 2,671百万円 無形固定資産 8百万円 合計 2,680百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 533百万円 1年超 2,146百万円 合計 2,680百万円 (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・支払リース料 304百万円 ・減価償却費相当額 304百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。	中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 2,138百万円 無形固定資産 3百万円 合計 2,142百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 488百万円 1年超 1,653百万円 合計 2,142百万円 (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・支払リース料 264百万円 ・減価償却費相当額 264百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同 左 (減損損失について) 同 左	年度末残高相当額 有形固定資産 2,399百万円 無形固定資産 6百万円 合計 2,405百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 521百万円 1年超 1,883百万円 合計 2,405百万円 (注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・支払リース料 569百万円 ・減価償却費相当額 569百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同 左 (減損損失について) 同 左
2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 309百万円 1年超 957百万円 合計 1,267百万円	2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 289百万円 1年超 582百万円 合計 872百万円	2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 324百万円 1年超 720百万円 合計 1,044百万円

(金融商品関係)

I 当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	285,974	285,974	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	70,496	73,524	3,027
その他有価証券	1,532,205	1,532,205	—
(3) 貸出金	5,131,599		
貸倒引当金(※1)	△50,984		
	5,080,615	5,212,267	131,651
資産計	6,969,292	7,103,971	134,679
(1) 預金	6,452,569	6,455,334	2,764
(2) 譲渡性預金	163,637	163,637	—
(3) コールマネー及び売渡手形	46,771	46,771	—
(4) 借用金	28,957	29,955	997
(5) 社債	91,000	94,375	3,375
負債計	6,782,936	6,790,073	7,137
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	569	569	—
ヘッジ会計が適用されているもの	508	508	—
デリバティブ取引計	1,078	1,078	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、当初契約期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表しております売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格もしくは当行が合理的に算出した価格を時価としております。投資信託は公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。外国証券は取引金融機関及び金融情報提供会社から提示された価格を時価としております。

自行保証付私募債は将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は5,865百万円、「その他有価証券評価差額金」は3,520百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」は2,344百万円減少しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローと内包されるオプションの価値を、同利回りに基づく割引率で割引くことにより算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、当初契約期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマナー及び売渡手形

コールマナー及び売渡手形は、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 社債

社債の時価は、日本証券業協会が公表しております売買参考統計値又は証券会社が公表している価格を時価としております。また、変動金利の社債については、短期間で市場金利を反映し、発行体の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (*1) (*2)	17,094
② 組合出資金 (*3)	2,347
合計	19,441

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について44百万円減損処理を行なっております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

II 前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務など銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っており、市場の状況や長短のバランスを勘案して、資金の運用及び調達を行っております。これらの事業を行うため、オフバランス取引を含む銀行全体の資産・負債を対象として、リスクを統合的に把握し、適正にコントロールすることで、合理的かつ効率的なポートフォリオを構築し、収益の極大化・安定化を目指した資産・負債の総合管理(ALM)を実施しております。

また、当行の一部の連結子会社は、銀行業務、クレジットカード業務、信用保証業務、債権管理・再生支援業務、債権管理回収業務を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループの総資産の70%を占める貸出金は、主として国内の法人及び個人に対するものであり、契約不履行によってもたらされる信用リスクを内包しております。大口貸出先の信用力の悪化や担保価値の大幅下落、その他予期せぬ問題等が発生した場合、想定外の償却や貸倒引当金の積み増しといった信用コストが増加するおそれがあり、また、資産運用ウェイトからもその影響力は大きく、財政状態及び業績に悪影響を与える可能性があります。

有価証券は、主に株式、債券及び投資信託等であり、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスクを内包しております。市場性のある株式については、マーケットの動向次第では株価の下落により減損または評価損が発生し、債券についても、今後、景気の回復等に伴い金利が上昇した場合、保有する債券に評価損が発生するなど、価格変動リスクを内包しております。

借入金及び社債については、当行グループで、財務内容の悪化等により資金繰りに問題が発生したり、資金の確保に通常より高い金利での資金調達を余儀なくされた場合、また、市場の混乱等による市場取引の中止や、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされた場合、その後の業務展開に影響を受けるなど流動性リスクを内包しております。

デリバティブ取引には、金利スワップ取引、先物為替取引、通貨スワップ取引及び通貨オプション取引等があります。これらの取引は、主にオン・バランス資産・負債の市場リスクの管理・軽減を目的としたヘッジ取引であり、一部、トレーディング業務における相場等の短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的としております。ヘッジ取引の内容は、主として、金利スワップによる固定金利貸出、満期繰上特約付定期預金(コーラブル預金)等の金利変動リスクに対するヘッジ、及び先物為替・通貨オプション取引等による外貨建資産・負債の為替変動リスクに対するヘッジであり、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として、ヘッジの有効性を評価しております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、継続的に特例処理の要件を検討することにより、有効性の評価を省略しております。これらのデリバティブ取引は、金利・為替・株価等の変動により保有ポジションの価値が減少する市場リスク、及び取引の相手方が契約不履行となった時点において損失を被る信用リスクを内包しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループでは、信用リスクが最重要リスクであるとの認識のもと、信用リスク管理の基本的な考え方を定めた「信用リスク管理方針」や与信行動規範である「クレジットポリシー」に基づき、信用リスク管理の強化に取り組んでおります。

個別案件の与信は、厳正な審査基準に基づいた審査を行っているほか、特に一定の基準を超える案件については、審査部の専門スタッフによる高度な審査を通して資産の健全性の維持に努めております。

貸出ポートフォリオについても、「信用格付制度」をベースに「信用リスクの定量分析」や「業種別ポートフォリオ管理」を通して特定の業種や取引先に偏ることのないようリスク分散に留意しております。

また、適正な償却・引当を実施するため、資産の自己査定を行い、監査部内の資産監査室において自己査定の実施状況及びこれに基づく償却・引当の妥当性を監査しております。

② 市場リスクの管理

当行グループでは、市場取引の執行部署(フロントオフィス)と事務処理部署(バックオフィス)を明確に分離し、市場部門から独立した経営管理部をリスク管理担当(ミドルオフィス)として市場取引の損益状況や市場リスク関連規程等の遵守状況をチェックするなど、相互牽制を行う体制を整備しております。

また、BPV、VaR法等の複数のリスク計測手法により、管理手法の高度化を図る一方、市場リスクの許容限度を設定し、許容できる一定の範囲内に市場リスクをコントロールすることにより、安定した収益の実現に努めております。

③ 流動性リスクの管理

当行グループでは、流動性リスクが顕在化した場合、経営破綻やシステミックリスクが発生する懸念もあることから、流動性リスクを重要なリスクのひとつと認識しており、十分な支払準備資産の確保、様々な緊急事態を想定した「コンティンジェンシープラン(危機管理計画書)」の策定等により、流動性リスクに備えております。

日常の資金繰りは、資金繰り管理部署である証券国際部・市場証券部が市場性資金の運用・調達を行い、流動性リスク管理部署である経営管理部が資金繰り状況を確認する等の相互牽制を行う体制を整備しており、円滑かつ安定的な資金繰りの維持に努めております。

④ デリバティブ取引に係るリスク管理

デリバティブ取引は、社内規定に則って作成された運営ルールにより執行されております。当該ルールに、デリバティブ取引の範囲、権限、責任、手続、限度額、ロスカットルール及び報告体制に関するルールが明記されており、各種リスク状況は所管部で管理し、毎月、ALM委員会等で経営陣に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	275,718	275,718	—
(2) 買入金銭債権	32,758	32,974	216
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	69,926	71,843	1,916
その他有価証券	1,507,134	1,507,134	—
(4) 貸出金	5,147,505		
貸倒引当金(※1)	△59,643		
	5,087,861	5,198,892	111,031
資産計	6,973,398	7,086,563	113,165
(1) 預金	6,320,854	6,323,751	2,896
(2) 譲渡性預金	148,787	148,787	—
(3) コールマネー及び売渡手形	100,341	100,341	—
(4) 借入金	80,410	81,226	815
(5) 社債	103,500	104,885	1,385
負債計	6,753,894	6,758,992	5,098
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	496	496	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(545)	(545)	—
デリバティブ取引計	(49)	(49)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、当初契約期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権信託の受益権証書については、取引金融機関から提示された価格を時価としております。買取債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表しております売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格もしくは当行が合理的に算出した価格を時価としております。投資信託は公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。外国証券は取引金融機関及び金融情報提供会社から提示された価格を時価としております。

自行保証付私募債は将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は7,666百万円、「その他有価証券評価差額金」は4,595百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」は3,070百万円減少しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローと内包されるオプションの価値を、同利回りに基づく割引率で割引くことにより算定しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、当初契約期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマナー及び売渡手形

コールマナー及び売渡手形は、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 社債

社債の時価は、日本証券業協会が公表しております売買参考統計値又は証券会社が公表している価格を時価としております。また、変動金利の社債については、短期間で市場金利を反映し、発行体の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (*1) (*2)	17,316
② 組合出資金 (*3)	2,764
合計	20,080

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について99百万円減損処理を行なっております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	168,885	—	—	—	—	—
買入金銭債権(*)	27,938	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	3,080	—	7,000	30,736	31,000
うち国債	—	—	—	—	10,000	31,000
地方債	—	3,080	—	5,000	7,089	—
社債	—	—	—	2,000	10,647	—
その他	—	—	—	—	3,000	—
其他有価証券のうち満期があるもの	162,318	316,386	347,384	312,603	144,084	54,000
うち国債	60,700	49,690	86,000	145,394	91,200	54,000
地方債	17,280	69,112	57,623	26,488	2,900	—
社債	69,935	146,970	91,685	117,401	21,182	—
その他	14,403	50,613	112,075	23,319	28,801	—
貸出金(*)	1,102,393	872,106	787,262	525,967	517,548	1,062,191
合計	1,461,535	1,191,572	1,134,647	845,571	692,369	1,147,191

(*) 貸出金及び買入金銭債権のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない174,909百万円、期間の定めのないもの114,275百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	5,574,016	650,121	62,429	5,103	3,745	0
譲渡性預金	148,787	—	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	100,341	—	—	—	—	—
借入金	61,429	1,797	954	3,152	13,071	6
社債	—	—	15,000	37,000	25,000	26,500
合計	5,884,575	651,918	78,383	45,255	41,816	26,506

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

- ※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。なお、前連結会計年度末については「特定取引資産」中の商品有価証券を含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	38,292	40,017	1,724
地方債	8,201	8,350	149
短期社債	—	—	—
社債	1,996	2,029	32
その他	3,000	2,854	△145
外国債券	3,000	2,854	△145
その他	—	—	—
合計	51,489	53,251	1,761

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	101,443	102,525	1,081
債券	1,131,217	1,140,156	8,939
国債	481,068	486,272	5,204
地方債	153,425	155,236	1,811
短期社債	—	—	—
社債	496,723	498,647	1,923
その他	277,575	268,255	△9,319
外国債券	214,173	213,645	△527
その他	63,401	54,609	△8,791
合計	1,510,235	1,510,937	701

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式2,417百万円であります。

当該有価証券の減損処理については、時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄は全て、また同下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業況や過去一定期間の時価の下落率等を考慮し、時価の著しい下落に該当するもの、かつ時価の回復可能性がないと判断されるものについて実施しております。

(追加情報)

その他有価証券として保有する一部の変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、国債の中間連結貸借対照表計上額及び評価差額が7,592百万円それぞれ増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローと内包されるオプションの価値を、同利回りに基づく割引率で割り引くことにより算定しております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	17,134
非公募事業債	18,684
その他	2,431

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えるもの	国債	38,541	40,498	1,957
	地方債	15,552	16,062	509
	社債	12,909	13,470	561
	その他	494	502	8
	外国債券	494	502	8
	その他	—	—	—
	小計	67,496	70,533	3,036
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	3,000	2,990	△9
	外国債券	3,000	2,990	△9
	その他	—	—	—
	小計	3,000	2,990	△9
合計		70,496	73,524	3,027

2 その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超えるもの	株式	33,640	23,025	10,615
	債券	1,144,892	1,124,274	20,617
	国債	506,564	497,280	9,284
	地方債	200,827	197,975	2,851
	社債	437,500	429,018	8,481
	その他	188,645	183,742	4,902
	外国債券	179,442	174,820	4,621
	その他	9,202	8,922	280
	小計	1,367,178	1,331,043	36,135
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超えないもの	株式	50,368	67,747	△17,378
	債券	44,443	45,167	△724
	国債	29,402	29,877	△475
	地方債	—	—	—
	社債	15,040	15,290	△249
	その他	70,214	78,113	△7,898
	外国債券	34,333	34,659	△326
	その他	35,881	43,454	△7,572
	小計	165,026	191,028	△26,002
合計		1,532,205	1,522,071	10,133

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるもの以外については、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式1,345百万円であります。

当該有価証券の減損処理については、時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄は全て、また同下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業況や過去一定期間の時価の下落率等を考慮し、時価の著しい下落に該当するもの、かつ時価の回復可能性があるものと認められるもの以外について実施しております。

III 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	9

2 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	38,416	40,186	1,770
	地方債	8,194	8,348	153
	社債	9,247	9,352	104
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	55,858	57,887	2,029
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	7,387	7,357	△29
	社債	3,679	3,670	△8
	その他	3,000	2,926	△73
	外国債券	3,000	2,926	△73
	その他	—	—	—
	小計	14,067	13,955	△112
合計		69,926	71,843	1,916

3 その他有価証券(平成22年 3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	52,311	38,367	13,943
	債券	1,024,529	1,011,176	13,352
	国債	457,987	451,416	6,570
	地方債	166,655	164,654	2,001
	社債	399,886	395,105	4,781
	その他	155,256	152,117	3,138
	外国債券	142,309	140,567	1,742
	その他	12,946	11,550	1,396
	小計	1,232,097	1,201,661	30,435
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	45,376	56,889	△11,513
	債券	105,946	107,581	△1,634
	国債	42,210	42,881	△671
	地方債	10,135	10,170	△35
	社債	53,600	54,528	△928
	その他	135,916	144,295	△8,379
	外国債券	90,383	91,188	△805
	その他	45,532	53,106	△7,573
	小計	287,238	308,766	△21,527
合計		1,519,335	1,510,427	△8,907

- 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当ありません。

- 5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	11,071	1,059	1,775
債券	209,302	1,845	857
国債	110,062	1,102	—
地方債	8,392	51	0
社債	90,847	691	857
その他	68,062	1,920	1,274
外国債券	59,996	982	620
その他	8,065	937	653
合計	288,436	4,824	3,907

6 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式3,286百万円であります。

当該有価証券の減損処理については、時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄は全て、また同下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業況や過去一定期間の時価の下落率等を考慮し、時価の著しい下落に該当するもの、かつ時価の回復可能性がないと判断されるものについて実施しております。

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成21年 9 月30日現在)
該当ありません。

- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年 9 月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	1,002	1,002	—

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

II 当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成22年 9 月30日現在)
該当ありません。

- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年 9 月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間連結貸借対照 表計上額が取得原価を 超えるもの(百万円)	うち中間連結貸借対照 表計上額が取得原価を 超えないもの(百万円)
その他の金銭の 信託	1,001	1,001	—	—	—

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

III 前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成22年 3 月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,000	—

- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成22年 3 月31日現在)
該当ありません。

- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年 3 月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの(百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの(百万円)
その他の金銭の 信託	1,000	1,000	—	—	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	691
その他有価証券	691
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	298
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	392
(△)少数株主持分相当額	△520
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△0
その他有価証券評価差額金	912

(注) その他有価証券の評価差額のうち、損益として処理した10百万円は含んでおりません。

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	10,133
その他有価証券	10,133
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	3,841
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	6,291
(△)少数株主持分相当額	209
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△1
その他有価証券評価差額金	6,499

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	8,907
その他有価証券	8,907
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	3,342
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,564
(△)少数株主持分相当額	△156
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△0
その他有価証券評価差額金	5,720

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	20,225	80	80
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	80	80

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	234,230	503	503
	為替予約	11,225	32	32
	通貨オプション	142,720	—	1,121
	その他	—	—	—
	合計	—	536	1,657

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡し契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	8,462	8,462	175	175
	受取変動・支払固定	8,462	8,462	△116	△116
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	58	58

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年 9 月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	194,058	178,938	412	414
	為替予約				
	売建	4,484	—	203	203
	買建	3,136	—	△105	△105
	通貨オプション				
	売建	74,331	53,379	△6,228	△1,968
	買建	74,331	53,379	6,228	3,290
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	510	1,834

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年 9 月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年 9 月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成22年 9 月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年 9 月30日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年 9 月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他の有価証券(債券)、預金、譲渡性預金等の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		—	—	—
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金・預金			(注) 2
	受取固定・支払変動		33,532	7,857	
	受取変動・支払固定		129,816	129,816	
	金利オプション		15,000	15,000	
	合計	—	—	—	—

(注) 1 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金及び預金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金及び預金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年 9 月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の有価証券等	—	—	—
	為替予約		33,199	—	168
	その他		—	—	—
	合計	—	—	—	168

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年 9 月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年 9 月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成22年 9 月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年 9 月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	9,295	9,295	110	110
	受取変動・支払固定	9,295	9,295	△41	△41
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	69	69

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年 3 月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	215,921	200,994	456	456
	為替予約				
	売建	2,228	—	△52	△52
	買建	1,553	—	26	26
	通貨オプション				
	売建	78,234	58,620	△4,580	△467
	買建	78,234	58,620	4,580	1,712
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	430	1,674

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年 3 月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年 3 月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成22年 3 月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年 3 月31日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他の有価証券(債券)、預金、譲渡性預金等の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		—	—	—
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金・預金			(注) 2
	受取固定・支払変動		56,302	11,056	
	受取変動・支払固定		107,252	107,252	
	金利オプション		10,000	10,000	
	合計	—	—	—	—

(注) 1 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金及び預金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金及び預金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の有価証券等	—	—	—
	為替予約		34,772	—	△727
	その他		—	—	—
	合計	—	—	—	△727

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

- I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
該当ありません。
- II 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
該当ありません。
- III 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当ありません。

(企業結合等関係)

- I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
該当ありません。
- II 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
パーチェス法の適用
 - 1 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠
 - (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 西日本シティT T証券株式会社
事業の内容 金融商品取引業
 - (2) 企業結合を行った主な理由
当行が主要基盤とする福岡県は金融資産規模で国内有数のリテールマーケットであり、あらゆる金融ニーズに対応できるより専門性の高い証券会社を当行グループ内に保有し、預かり資産ビジネスの拡大・強化を通じて総合金融サービスを拡充することを目的としております。
 - (3) 企業結合日
平成22年5月6日
 - (4) 企業結合の法的形式並びに結合後企業の名称
企業結合の法的形式 株式取得
結合後企業の名称 変更ありません。
 - (5) 取得した議決権比率
60.0%
 - (6) 取得企業を決定するに至った主な根拠
西日本シティT T証券株式会社は、当行と東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社との共同出資により設立したものです。当行が持つ豊富な顧客基盤・店舗網、地域に根ざして築き上げたブランド力を活用するとともに、東海東京証券株式会社が独立系フルライン証券会社として培ってきた高度なノウハウ・機能を導入することができると考えたものです。
 - 2 中間連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間
平成22年4月1日から平成22年9月30日まで
 - 3 被取得企業の取得原価及びその内訳
取得原価 2,550百万円
株式取得費用(現金) 2,550百万円
 - 4 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内容
資産 867百万円
(うち現金預け金) 582百万円
負債 245百万円
(うちその他負債) 217百万円

5 発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

640百万円

(2) 発生原因

被取得企業に係る当行の持分額と取得原価との差額により、発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間の均等償却。

6 企業結合が当中間連結会計期間の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

当中間連結会計期間の開始の日(4月1日)をみなし取得日としているため、該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

(資産除去債務関係)

当中間連結会計期間末(平成22年9月30日現在)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前連結会計年度末残高(注)	965百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1百万円
その他増減額(△は減少)	△102百万円
当中間連結会計期間末残高	864百万円

(注) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、当中間連結会計期間の期首における残高を記載しております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	81,763	4,016	85,780	—	85,780
(2) セグメント間の 内部経常収益	289	5,260	5,550	(5,550)	—
計	82,053	9,277	91,331	(5,550)	85,780
経常費用	69,208	7,631	76,840	(5,559)	71,280
経常利益	12,845	1,645	14,491	8	14,500

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業区分の主な事業内容

(1) 銀行業務……銀行業

(2) その他の業務…債権管理・再生支援業務、事務受託、人材派遣、担保不動産調査・評価、信用保証、債権管理回収業、クレジットカード等

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	162,868	7,997	170,865	—	170,865
(2) セグメント間の内部 経常収益	585	10,586	11,171	(11,171)	—
計	163,453	18,584	182,037	(11,171)	170,865
経常費用	129,898	16,241	146,140	(11,508)	134,632
経常利益	33,554	2,342	35,897	336	36,233

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業区分の主な事業内容

(1) 銀行業務……銀行業

(2) その他の業務…債権管理・再生支援業務、事務受託、人材派遣、担保不動産調査・評価、信用保証、クレジットカード、債権管理回収業等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当行グループは、連結子会社12社及び関連会社1社で構成され、銀行業務を中心とした金融サービスに係る事業を行っております。

従って、当行グループは、金融業に係るサービス別のセグメントから構成されており、当行及び長崎銀行で構成される「銀行業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、社債受託及び登録業務、信託業務及び附帯業務として代理業務等を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業				
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	79,025	4,593	83,619	—	83,619
セグメント間の内部経常収益	353	5,045	5,398	△5,398	—
計	79,379	9,639	89,018	△5,398	83,619
セグメント利益	16,580	503	17,084	2,357	19,442
セグメント資産	7,300,958	123,593	7,424,551	△91,471	7,333,080
セグメント負債	6,991,714	57,500	7,049,215	△63,434	6,985,781
その他の項目					
減価償却費	2,288	126	2,414	—	2,414
資金運用収益	63,670	1,818	65,489	△637	64,852
資金調達費用	7,144	306	7,450	△578	6,872
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,367	241	2,609	—	2,609

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、銀行の従属業務及び信用保証業務、クレジットカード業務、金融商品取引業務等の金融関連業務を含んでおります。

3 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額2,357百万円の内訳は、セグメント間取引消去1,471百万円、貸倒引当金戻入額886百万円であります。

(2) セグメント資産、セグメント負債、資金運用収益及び資金調達費用の調整額の主な内訳はセグメント間取引消去であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(追加情報)

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券関連業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	56,200	12,185	15,232	83,619

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計
	銀行業		
減損損失	169	—	169

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計
	銀行業		
当中間期償却額	—	65	65
当中間期末残高	—	581	581

(注) その他の金額は、主に金融商品取引業務であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	323.48	400.75	345.00
1株当たり中間(当期) 純利益金額	円	11.42	58.75	26.88
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	10.26	55.36	24.63

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成21年9月30日	当中間連結会計期間末 平成22年9月30日	前連結会計年度末 平成22年3月31日
純資産の部の合計額 (百万円)	318,492	347,299	336,661
純資産の部の合計額から控除 する金額(百万円)	61,212	28,632	62,307
うち少数株主持分	26,212	28,632	26,887
うち第一回優先株式の 発行価額	35,000	—	35,000
うち第一回優先株式の 優先配当額	—	—	420
普通株式に係る中間期末(期末)の 純資産額(百万円)	257,279	318,666	274,354
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末)の 普通株式の株(千株)	795,340	795,167	795,215

2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	9,083	46,846	21,800
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	120	420
うち定時株主総会決議に よる優先配当額	百万円	—	—	420
うち配当優先株式に係る 消却差額	百万円	—	120	—
普通株式に係る中間(当期) 純利益	百万円	9,083	46,725	21,380
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	795,358	795,195	795,321
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	120	420
うち優先配当額	百万円	—	—	420
うち配当優先株式に係る 消却差額	百万円	—	120	—
普通株式増加数	千株	89,697	50,975	89,697
うち第一回優先株式	千株	89,697	50,975	89,697

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
当行は、当行の連結子会社である株式会社長崎銀行が有する同行の有価証券投資事業を平成21年11月 6 日を効力発生日として、会社分割の方法により承継いたしました。 (共通支配下の取引) 1 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容 (1) 結合企業の名称 株式会社 西日本シティ銀行 (2) 被結合企業の名称 株式会社 長崎銀行 (3) 対象となった事業の内容 株式会社長崎銀行の有価証券投資事業 2 企業結合の法的形式 株式会社長崎銀行を分割会社とし、当行を承継会社とする吸収分割。 3 結合後企業の名称 株式会社 西日本シティ銀行 4 取引の目的を含む取引の概要 (1) 取引の目的 当行グループ内の業務を集約することによる効率化を図るとともに、株式会社長崎銀行が地域金融機関として、金融仲介機能の発揮を通じて、地域経済の発展に今後さらに貢献することで当行グループの競争力強化を図ることを目的としております。 (2) 取引の概要 当行及び当行連結子会社である株式会社長崎銀行は平成21年 9 月28日開催の取締役会において株式会社長崎銀行が有する同行の有価証券投資事業を当行に会社分割により承継する決議を行い、同日に両行間で吸収分割に関する契約を締結し、平成21年11月 6 日を効力発生日として、会社分割を行いました。 5 実施した会計処理の概要 当該吸収分割においては、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。		

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
経常収益	42,710	41,531
資金運用収益	33,152	32,004
(うち貸出金利息)	(28,419)	(27,193)
(うち有価証券利息配当金)	(4,510)	(4,616)
信託報酬	0	—
役務取引等収益	7,068	7,262
特定取引収益	16	46
その他業務収益	1,242	1,204
その他経常収益	1,230	1,013
経常費用	35,179	33,217
資金調達費用	4,788	3,255
(うち預金利息)	(3,755)	(2,335)
役務取引等費用	2,593	2,255
その他業務費用	1,047	1,088
営業経費	21,530	21,819
その他経常費用	※1 5,219	※1 4,798
経常利益	7,530	8,313
特別利益	836	2,812
固定資産処分益	0	0
貸倒引当金戻入益	—	2,595
償却債権取立益	592	217
その他の特別利益	244	—
特別損失	292	269
固定資産処分損	164	100
減損損失	127	169
その他の特別損失	—	0
税金等調整前四半期純利益	8,075	10,856
法人税等	※2 2,709	※2 △30,946
少数株主損益調整前四半期純利益		41,803
少数株主利益	480	641
四半期純利益	4,885	41,162

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
※1 その他経常費用には、株式等償却2,305百万円及び貸出金償却1,831百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸出金償却2,747百万円及び株式等償却903百万円を含んでおります。
※2 法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。	※2 同 左

(2) その他

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】
(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※8 185,321	※8 274,506	※8 261,590
コールローン	766	1,815	1,193
買入金銭債権	13,065	—	12,201
特定取引資産	1,594	1,755	860
金銭の信託	2,992	2,965	3,000
有価証券	※1, ※8, ※14 1,597,948	※1, ※2, ※8, ※14 1,670,245	※1, ※2, ※8, ※14 1,642,514
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 4,871,119	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 4,915,176	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 4,931,582
外国為替	※7 3,706	※7 3,230	※7 2,972
その他資産	※8 42,460	※8 43,744	※8 40,738
有形固定資産	※10, ※11 117,757	※10, ※11 117,264	※10, ※11 117,042
無形固定資産	2,330	3,180	2,534
繰延税金資産	52,425	67,461	40,532
支払承諾見返	※14 56,418	※14 49,831	※14 51,260
貸倒引当金	△48,882	△39,050	△47,451
投資損失引当金	△12,336	△13,798	△12,139
資産の部合計	6,886,689	7,098,329	7,048,434
負債の部			
預金	※8 6,038,252	※8 6,260,377	※8 6,130,812
譲渡性預金	191,826	193,137	172,987
コールマネー	※8 98,695	46,771	※8 100,341
債券貸借取引受入担保金	※8 19,063	※8 39,176	※8 29,554
借入金	※12 46,435	※12 46,344	※8, ※12 97,857
外国為替	78	142	241
社債	※13 77,000	※13 79,500	※13 92,000
信託勘定借	7	1	15
その他負債	33,843	32,829	31,460
未払法人税等	326	296	452
リース債務	232	310	339
資産除去債務	—	841	—
その他の負債	33,284	31,381	30,668
退職給付引当金	10,366	10,361	10,444
役員退職慰労引当金	798	530	863
睡眠預金払戻損失引当金	757	926	1,003
偶発損失引当金	1,238	1,881	1,455
特定債務者支援引当金	20	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※10 22,010	※10 21,959	※10 21,960
支払承諾	※14 56,418	※14 49,831	※14 51,260
負債の部合計	6,596,811	6,783,772	6,742,259

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
資本金	85,745	85,745	85,745
資本剰余金	85,684	85,684	85,684
資本準備金	85,684	85,684	85,684
利益剰余金	89,848	109,507	101,966
利益準備金	61	61	61
その他利益剰余金	89,786	109,446	101,904
圧縮積立金	3	3	3
別途積立金	81,422	98,300	81,422
繰越利益剰余金	8,360	11,142	20,478
自己株式	△622	△651	△643
株主資本合計	260,656	280,285	272,752
その他有価証券評価差額金	1,177	6,280	5,452
繰延ヘッジ損益	0	△0	△1
土地再評価差額金	※10 28,043	※10 27,992	※10 27,970
評価・換算差額等合計	29,221	34,271	33,421
純資産の部合計	289,877	314,556	306,174
負債及び純資産の部合計	6,886,689	7,098,329	7,048,434

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
経常収益	78,434	76,492	156,656
資金運用収益	62,871	61,127	124,153
(うち貸出金利息)	52,955	51,055	105,135
(うち有価証券利息配当金)	9,721	9,947	18,654
信託報酬	4	3	8
役務取引等収益	11,847	11,882	24,265
特定取引収益	40	9	67
その他業務収益	1,813	2,165	4,494
その他経常収益	1,855	1,303	3,666
経常費用	66,156	60,172	123,782
資金調達費用	9,685	7,036	18,030
(うち預金利息)	7,293	4,932	13,490
役務取引等費用	5,728	5,581	11,043
その他業務費用	1,348	1,800	3,149
営業経費	※1 38,179	※1 37,953	76,244
その他経常費用	※2 11,215	※2 7,800	※2 15,313
経常利益	12,277	16,320	32,873
特別利益	1,315	3,432	2,328
特別損失	501	926	994
税引前中間純利益	13,091	18,826	34,208
法人税、住民税及び事業税	40	39	74
法人税等調整額	4,758	△27,501	13,787
法人税等合計	4,798	△27,461	13,862
中間純利益	8,292	46,288	20,345

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月 1 日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月 1 日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	85,745	85,745	85,745
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	85,745	85,745	85,745
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	85,684	85,684	85,684
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	85,684	85,684	85,684
資本剰余金合計			
前期末残高	85,684	85,684	85,684
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	85,684	85,684	85,684
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	61	61	61
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	61	61	61
その他利益剰余金			
圧縮積立金			
前期末残高	3	3	3
当中間期変動額			
圧縮積立金の取崩	△0	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0	△0
当中間期末残高	3	3	3
別途積立金			
前期末残高	76,039	81,422	76,039
当中間期変動額			
別途積立金の積立	5,382	16,877	5,382
当中間期変動額合計	5,382	16,877	5,382
当中間期末残高	81,422	98,300	81,422
繰越利益剰余金			
前期末残高	8,984	20,478	8,984
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,601	△3,600	△3,601

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月 1 日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月 1 日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31日)
圧縮積立金の取崩	0	0	0
別途積立金の積立	△5,382	△16,877	△5,382
中間純利益	8,292	46,288	20,345
自己株式の処分	△1	△3	△9
自己株式の消却	—	△35,120	—
土地再評価差額金の取崩	68	△22	142
当中間期変動額合計	△623	△9,336	11,494
当中間期末残高	8,360	11,142	20,478
利益剰余金合計			
前期末残高	85,089	101,966	85,089
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,601	△3,600	△3,601
圧縮積立金の取崩	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
中間純利益	8,292	46,288	20,345
自己株式の処分	△1	△3	△9
自己株式の消却	—	△35,120	—
土地再評価差額金の取崩	68	△22	142
当中間期変動額合計	4,759	7,541	16,876
当中間期末残高	89,848	109,507	101,966
自己株式			
前期末残高	△615	△643	△615
当中間期変動額			
自己株式の取得	△8	△35,137	△49
自己株式の処分	2	7	21
自己株式の消却	—	35,120	—
当中間期変動額合計	△6	△8	△27
当中間期末残高	△622	△651	△643
株主資本合計			
前期末残高	255,903	272,752	255,903
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,601	△3,600	△3,601
中間純利益	8,292	46,288	20,345
自己株式の取得	△8	△35,137	△49
自己株式の処分	1	4	11
自己株式の消却	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	68	△22	142
当中間期変動額合計	4,752	7,532	16,849
当中間期末残高	260,656	280,285	272,752

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△19,953	5,452	△19,953
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	21,130	827	25,406
当中間期変動額合計	21,130	827	25,406
当中間期末残高	1,177	6,280	5,452
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△2	△1	△2
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2	0	0
当中間期変動額合計	2	0	0
当中間期末残高	0	△0	△1
土地再評価差額金			
前期末残高	28,112	27,970	28,112
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△68	22	△142
当中間期変動額合計	△68	22	△142
当中間期末残高	28,043	27,992	27,970
評価・換算差額等合計			
前期末残高	8,156	33,421	8,156
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	21,064	850	25,264
当中間期変動額合計	21,064	850	25,264
当中間期末残高	29,221	34,271	33,421
純資産合計			
前期末残高	264,060	306,174	264,060
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,601	△3,600	△3,601
中間純利益	8,292	46,288	20,345
自己株式の取得	△8	△35,137	△49
自己株式の処分	1	4	11
土地再評価差額金の取崩	68	△22	142
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	21,064	850	25,264
当中間期変動額合計	25,817	8,382	42,114
当中間期末残高	289,877	314,556	306,174

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	同 左	金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 同 左	(2) 同 左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：3年～60年 その他：2年～20年	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同 左	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：3年～60年 その他：2年～20年
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。	(3) リース資産 同 左	(3) リース資産 同 左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額

	前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
	後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は31,460百万円であります。	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は30,100百万円であります。	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,888百万円であります。
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同 左	(2) 投資損失引当金 同 左
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理	(3) 退職給付引当金 同 左	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理 (会計方針の変更) 当事業年度末から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

	前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 同 左	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 同 左	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 同 左
	(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に係る債権に関して、将来発生する可能性のある負担金支払額及び、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。	(6) 偶発損失引当金 同 左	(6) 偶発損失引当金 同 左
	(7) 特定債務者支援引当金 特定債務者支援引当金は、支援先である特定債務者の再建計画に基づき将来発生する可能性のある支援額を見積り、必要と認められる額を計上しております。	—————	—————
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左

	前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
8 ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 (ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 また、外貨建子会社株式の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。	(イ)金利リスク・ヘッジ _____ (ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左	(イ)金利リスク・ヘッジ _____ (ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左

	前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
	(ハ)内部取引等 デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。	(ハ)内部取引等 同 左	(ハ)内部取引等 同 左
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左	同 左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
		(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年 3 月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、買入金銭債権は83百万円減少、有価証券は252百万円増加、繰延税金資産は68百万円減少、その他有価証券評価差額金は100百万円増加し、税引前当期純利益は35百万円増加しております。
	(資産除去債務に関する会計基準) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年 3 月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年 3 月31日)を適用しております。 これにより、経常利益及は19百万円増加し、税引前中間純利益は643百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は942百万円であります。	

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) その他有価証券として保有する一部の変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は7,179百万円、「その他有価証券評価差額金」は4,278百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」は2,900百万円減少しております。 なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローと内包されるオプションの価値を、同利回りに基づく割引率で割り引くことにより算定しております。		

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
※1 関係会社の株式及び出資額総額 50,461百万円	※1 関係会社の株式及び出資額総額 52,848百万円	※1 関係会社の株式及び出資額総額 50,469百万円
※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に10,054百万円含まれております。	※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に10,054百万円含まれております。	※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に10,385百万円含まれております。
※3 貸出金のうち、破綻先債権額は10,250百万円、延滞債権額は130,657百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	※3 貸出金のうち、破綻先債権額は8,421百万円、延滞債権額は127,101百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	※3 貸出金のうち、破綻先債権額は8,228百万円、延滞債権額は135,530百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は396百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は53百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は109百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は18,879百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23,751百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は28,746百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は160,184百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は159,327百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は172,614百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、37,550百万円であります。 ※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金 51百万円 有価証券 359,471百万円 担保資産に対応する債務 預金 20,856百万円 コールマネー 69,900百万円 債券貸借取引受入担保金 19,063百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券151,852百万円を差し入れております。 子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れているものはありません。 また、その他資産のうち保証金は2,951百万円であります。 ※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,600,145百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,587,190百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。	※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、32,405百万円であります。 ※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金 66百万円 有価証券 268,044百万円 担保資産に対応する債務 預金 18,765百万円 債券貸借取引受入担保金 39,176百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券145,706百万円を差し入れております。 子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れているものはありません。 また、その他資産のうち保証金は2,824百万円であります。 ※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,607,230百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,586,940百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。	※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は40,717百万円であります。 ※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 預け金 48百万円 有価証券 328,230百万円 担保資産に対応する債務 預金 19,676百万円 コールマネー 50,100百万円 債券貸借取引受入担保金 29,554百万円 借入金 51,400百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券165,697百万円を差し入れております。 子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れているものはありません。 また、その他の資産のうち保証金は2,884百万円であります。 ※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,579,451百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,567,148百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

前中間会計期間末 (平成21年 9 月30日)	当中間会計期間末 (平成22年 9 月30日)	前事業年度末 (平成22年 3 月31日)
これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※10 土地の再評価に関する法律(平成10年 3 月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年 3 月31日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年 3 月31日公布政令第119号)第 2 条第 1 号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第 4 号に定める地価税法(平成 3 年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。 ※11 有形固定資産の減価償却累計額 66,890百万円 ※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金45,500百万円が含まれております。 ※13 社債は、劣後特約付社債77,000百万円であります。 ※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は15,577百万円であります。	これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※10 土地の再評価に関する法律(平成10年 3 月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年 3 月31日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年 3 月31日公布政令第119号)第 2 条第 1 号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第 4 号に定める地価税法(平成 3 年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。 ※11 有形固定資産の減価償却累計額 68,214百万円 ※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金45,500百万円が含まれております。 ※13 社債は、劣後特約付社債79,500百万円であります。 ※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は11,727百万円であります。	これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※10 土地の再評価に関する法律(平成10年 3 月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年 3 月31日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年 3 月31日公布政令第119号)第 2 条第 1 号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第 4 号に定める地価税法(平成 3 年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 32,129百万円 ※11 有形固定資産の減価償却累計額 66,604百万円 ※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金45,500百万円が含まれております。 ※13 社債は、劣後特約付社債92,000百万円であります。 ※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は13,774百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,666百万円 無形固定資産 519百万円	※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,726百万円 無形固定資産 359百万円	
※2 その他経常費用には、貸出金償却3,685百万円、貸倒引当金繰入額3,625百万円及び株式等償却2,446百万円を含んでおります。	※2 その他経常費用には、貸出金償却2,824百万円、投資損失引当金繰入額1,625百万円及び株式等償却1,386百万円を含んでおります。	※2 その他経常費用には、貸出金償却5,326百万円、貸倒引当金繰入額3,218百万円及び株式等償却3,215百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,357	39	5	1,391	(注)
合計	1,357	39	5	1,391	

(注) 普通株式の増加39千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少5千株は、単元未満株式の買増し請求によるものです。

II 当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,517	65	18	1,564	(注) 1
第一回優先株式	—	35,000	35,000	—	(注) 2
合計	1,517	35,065	35,018	1,564	

(注) 1 普通株式の増加65千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少18千株は、単元未満株式の買増し請求によるものです。

2 第一回優先株式の増加35,000千株は、平成22年6月29日定時株主総会決議に基づく取得によるものであり、減少35,000千株は、会社法第178条に基づく取締役会決議による自己株式の消却によるものです。

III 前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,357	209	49	1,517	(注)
合計	1,357	209	49	1,517	

(注) 普通株式の増加209千株は、単元未満株式の買取りによるものが140千株、会社法第797条第1項に基づく反対株主の買取請求によるものが69千株であります。また、減少49千株は、単元未満株式の買増し請求によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として電算機等であり ます。 (イ)無形固定資産 該当ありません。 ② リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための 基本となる重要な事項「4 固定資産の減価償却の方法」 に記載のとおりであります。	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同 左 (イ)無形固定資産 同 左 ② リース資産の減価償却の方法 同 左	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同 左 (イ)無形固定資産 同 左 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4 固定 資産の減価償却の方法」に記 載のとおりであります。
(2) 通常の賃貸借取引に係る方法 に準じて会計処理を行っている 所有権移転外ファイナンス・リ ース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 7,342百万円 無形固定資産 26百万円 合計 7,368百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 4,744百万円 無形固定資産 17百万円 合計 4,761百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 2,598百万円 無形固定資産 8百万円 合計 2,607百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過 リース料中間会計期間末 残高が有形固定資産の中間 会計期間末残高等に占める 割合が低いため、支払利子 込み法によっております。 ・未経過リース料中間会計期間末 残高相当額 1 年内 504百万円 1 年超 2,102百万円 合計 2,607百万円 (注) 未経過リース料中間会計 期間末残高相当額は、未経過 リース料中間会計期間末 残高が有形固定資産の中間 会計期間末残高等に占める 割合が低いため、支払利子 込み法によっております。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法 に準じて会計処理を行っている 所有権移転外ファイナンス・リ ース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 7,274百万円 無形固定資産 26百万円 合計 7,301百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,176百万円 無形固定資産 22百万円 合計 5,199百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 2,098百万円 無形固定資産 3百万円 合計 2,102百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過 リース料中間会計期間末 残高が有形固定資産の中間 会計期間末残高等に占める 割合が低いため、支払利子 込み法によっております。 ・未経過リース料中間会計期間末 残高相当額 1 年内 466百万円 1 年超 1,636百万円 合計 2,102百万円 (注) 未経過リース料中間会計 期間末残高相当額は、未経過 リース料中間会計期間末 残高が有形固定資産の中間 会計期間末残高等に占める 割合が低いため、支払利子 込み法によっております。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法 に準じて会計処理を行っている 所有権移転外ファイナンス・リ ース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び期末 残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 7,278百万円 無形固定資産 26百万円 合計 7,305百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 4,931百万円 無形固定資産 20百万円 合計 4,951百万円 期末残高相当額 有形固定資産 2,347百万円 無形固定資産 6百万円 合計 2,353百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過 リース料期末残高が有形 固定資産の期末残高等に占 める割合が低いため、支払 利子込み法によっておりま す。 ・未経過リース料期末残高相当額 1 年内 497百万円 1 年超 1,855百万円 合計 2,353百万円 (注) 未経過リース料期末残高 相当額は、未経過リース料 期末残高が有形固定資産の 期末残高等に占める割合が 低いため、支払利子込み法 によっております。

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
・支払リース料 288百万円 ・減価償却費相当額 288百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損 失はありませんので、項目等の記 載は省略しております。 2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未 経過リース料 1 年内 309百万円 1 年超 957百万円 合計 1,267百万円	・支払リース料 251百万円 ・減価償却費相当額 251百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同 左 (減損損失について) 同 左 2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未 経過リース料 1 年内 289百万円 1 年超 582百万円 合計 872百万円	・支払リース料 541百万円 ・減価償却費相当額 541百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同 左 (減損損失について) 同 左 2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未 経過リース料 1 年内 324百万円 1 年超 720百万円 合計 1,044百万円

(有価証券関係)

I 前中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

子会社及び関連会社株式

時価のあるものは該当ありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下のとおりです。

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式及び出資金	52,518
関連会社株式	330
合計	52,848

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

III 前事業年度末(平成22年3月31日現在)

子会社及び関連会社株式

時価のあるものは該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式及び出資金	50,139
関連会社株式	330
合計	50,469

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末(平成22年 9 月30日現在)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高(注)	942百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1百万円
その他増減額(△は減少)	△102百万円
当中間会計期間末残高	841百万円

(注) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3 月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3 月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
当行は、当行の連結子会社である株式会社長崎銀行が有する同行の有価証券投資事業を平成21年11月 6 日を効力発生日として、会社分割の方法により承継いたしました。 なお、詳細につきましては、「第 5 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。		

4 【その他】

信託財産残高表

資産						
科目	前中間会計期間末 (平成21年 9 月30日)		当中間会計期間末 (平成22年 9 月30日)		前事業年度 (平成22年 3 月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比 (%)
有形固定資産	1,539	92.13	1,104	90.00	1,141	89.09
銀行勘定貸	7	0.42	1	0.10	15	1.23
現金預け金	124	7.45	121	9.90	124	9.68
合計	1,670	100.00	1,227	100.00	1,281	100.00

負債						
科目	前中間会計期間末 (平成21年 9 月30日)		当中間会計期間末 (平成22年 9 月30日)		前事業年度 (平成22年 3 月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
包括信託	1,670	100.00	1,227	100.00	1,281	100.00
合計	1,670	100.00	1,227	100.00	1,281	100.00

- (注) 1 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末 一百万円、当中間会計期間末 一百万円、前事業年度 一百万円
- 2 元本補てん契約のある信託については、前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度の取扱残高はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月24日

株式会社 西日本シティ銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥 村 勝 美 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂 本 克 治 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は連結子会社である株式会社長崎銀行が有する同行の有価証券投資事業を平成21年11月6日を効力発生日として、会社分割の方法により承継した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は中間連結財務諸表に添付される形で当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月22日

株式会社 西日本シティ銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥 村 勝 美 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 行 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は中間連結財務諸表に添付される形で当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月24日

株式会社 西日本シティ銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥 村 勝 美 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂 本 克 治 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第100期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は連結子会社である株式会社長崎銀行が有する同行の有価証券投資事業を平成21年11月6日を効力発生日として、会社分割の方法により承継した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は中間財務諸表に添付される形で当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月22日

株式会社 西日本シティ銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥 村 勝 美 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 森 行 一 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第101期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は中間財務諸表に添付される形で当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月22日
【会社名】	株式会社西日本シティ銀行
【英訳名】	THE NISHI-NIPPON CITY BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 久保田 勇 夫
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社西日本シティ銀行 大分支店 (大分市府内町三丁目1番7号) 株式会社西日本シティ銀行 東京支店 (東京都中央区京橋一丁目11番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取 久保田勇夫は、当行の第101期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。